四十九、有限会社東京高等人形学院に対する件

昭和四十三年(排)第四十六号

排除命令

東京都新宿区戸塚町三丁目九百八番地

有限会社東京高等人形学院

右代表者　代表取締役　品川　実

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、有限会社東京高等人形学院は、その販売する小売価格千九百八十円の「千鳥」、「華」と称する人形の材料およびこれと同種の商品について、今後、チラシ、案内書その他これに類似する物による広告することにより、当該商品の品質その他の内容および価格、当せん率その他の取引条件に関する事項について、実際のものよりも著しく優良であり、または取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和三十七年公正取引委員会告示第五号)第一項の規定に違反して、景品類を提供してはならない。

三、同社は、「総額百五十万円ラッキー賞付販売」に関し、昭和四十二年十二月十七日から昭和四十三年三月二十日までの間に、人形「千鳥」、「華」その他十二種の材料の取引について、特別申込券、チラシおよび案内書(約四十三万九千通)の送付を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、(イ)当該人形は昭和四十年に開催された日本人形創作展で佳作に入選した人形に類似させ、もしくは参考として製作したものまたは同社が独自に創作したものであつて、いずれも昭和四十二年度に最優秀作品に入選したものでないこと、(ロ)人形材料の衣装は、最優秀作品に入選した原作と異なり、人絹を使用しており、原作と寸分ちがわない最高級品ではないこと、(ハ)当該人形材料の市販価格は、四千二百円ないし五千三百五十円ではなく、二千円程度であり、当該販売価格は市販価格から五十パーセントないし六十三パーセント割引したものではないこと、および(ニ)当該懸賞は、特別申込券に抽せん番号一番から千番までを通し番号で印刷したものを一組および一番から千番までの通し番号のうち、あらかじめ選定した当せん番号を欠番として印刷したものを四百九十二組作成し、郵送して行なつたものであつて、その当せん率は、約四千人に一人の割合であつて、九人に一人の割合ではないことを広告しなければならない。

四、同社は、「総額五百万円ラッキー賞付販売」に関し、昭和四十三年五月初旬から六月二十日までの間に、人形「華」の材料の取引について、特別申込券、チラシおよび案内書(約二十万通)の送付を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、(イ)当該人形は、昭和四十年に開催された日本人形創作展で佳作に入選した「舞妓の花宴」を参考として製作したものであつて、昭和四十二年度に最優秀作品に入選したものではないこと、(ロ)人形材料の衣装は、最優秀作品に入選した原作と異なり、人絹を使用しており、原作と寸分ちがわない最高級品ではないことおよび(ハ)人形材料の市販価格は、四千円ではなく、二千円程度であり、当該販売価格は、市販価格から五十パーセント割引したものではないことを広告しなけれ

ばならない。

五、同社は、「九州、北海道招待旅行付販売」に関し、昭和四十三年一月十八日から二月二十八日までの間に人形「寿」の材料の取引について、寿優待申込券および案内書（約五万九千六百通）の送付を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、(イ)当該人形材料の仕入価格は、約千円であつて四千円ではないこと、(ロ)当該懸賞は、寿優待申込券および案内書を約五万九千六百人に、郵送して行なつたもので、その当せん率は約三千人に一人の割合であつて、十人に一人の割合ではないことを広告しなければならない。

六、同社は第三項および第五項記載の懸賞による景品類の提供は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」に違反したものである旨およびこのような行為を再び行なわない旨を広告しなければならない。

七、同社は、第三項から第六項までに記載した広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

八、同社は、第三項から第六項までの命令に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

一、有限会社東京高等人形学院（以下「東京高等人形」という。）は、肩書地に事務所および技能教育施設を設け、学校教育法第八十三条の規定に基づく各種学校として、東京都知事の認可を受けて各種人形の製作教授、通信教育、各種人形および人形材料の製造販売、ならびに雑誌、書籍の出版を行なう事業者である。

二、東京高等人形は「総額百五十万円ラッキー賞」と称して、昭和四十二年十二月十七日から昭和四十三月三月二十日までの間に、「千

鳥」、「華」その他十二種の人形の材料一体千九百八十円の取引について、抽せん番号を付した特別申込券、一等ナショナルカラーテレビ「パナカラー」十八万九千円三名、二等東芝ステレオ「ローザンヌ」五万八千八百円五名を含む一等から四等（当せん者合計百八名）までの賞品の写真を掲載したチラシおよび懸賞内容とその応募方法等を記載した案内書を一般消費者（東京高等人形の休学者および退学者）約四十三万九千人に郵送して懸賞付販売を実施した（以下これを「総額百五十万円ラッキー賞付販売」という。）。

(1) しかして、右の「総額百五十万円ラッキー賞付販売」は、前記十四種類の人形材料について、ほぼ同様の内容の特別申込券、チラシおよび案内書を昭和四十二年十二月十七日から昭和四十三年三月二十日までの間に約十八回にわたつて送付して行なつたが、たとえば昭和四十二年十二月十七日に郵送した人形「千鳥」の材料のチラシ（別紙一）には、表面に「創立十五周年記念特別プレゼント」、「豪華賞品一五〇万円」および「ラッキー賞第二弾」と記載したうえ、一等から四等までの商品の写真を掲載しており、その裏面には、「第一回ラッキー賞当選者発表」および「第一回ラッキー賞にご当選のお知らせ」と題したはがき大の枠の中に「あなたが一等に当せんしたので、すでに賞品日立キドカラー十九型デラックスを送付した」旨を記載し、また、当せん者から提出されたステレオ等の賞品の受領書の写真数十枚とカラーテレビ、ステレオ等の賞品と共にならんだ当せん者の写真を掲載したうえ、当せん者の喜びの言葉を記載し、さらに、「すでに一等から五等までの抽選は公正な第三者に委託されて行われ、当選者名簿は厳封されて、そのまま第一銀行高田馬場支店の金庫に保管されました」、「全国のお人形愛好者の中からラッキー賞にお招きした方は一、〇〇〇名、お手元におとどけした特別申込券のナンバーがあなたの番号です」と記載しあたかも当該懸賞の抽せんは、公正な第三者によつて行なわれ、この案内は約千人のみに出し、千人中百八人が当せんし、第一回ラッキー賞には、多数の当せん者があつたかのように表示した。

また、右のチラシとともに郵送した同案内書（別紙二）には、「新作『千鳥』は、あなたもよくご存知の人形界の最高の権威をもつ

日本人形創作展で昭和四十二年度の最優秀作品にえらばれたお人形です」、「材料の一つ一つは日本人形創作展に出品された原作と寸分もちがわない最高級品ばかりです」、「材料面では、マスク、髪形、衣装のすべてに特級品を集め、市売価格四、二〇〇円が決定されている」および四、二〇〇円から半額以上も割引した一、九八〇円」等と記載しているほか、「この便りは全国四十六万名中あなたほか一、〇〇〇名のみにさしあげた」と記載し、当該人形は、日本人形創作展で昭和四十二年度の最優秀作品にえらばれたもので、材料は、この原作と寸分も違わない最高級品であり、マスク、髪形、衣装のすべてに特級品を集め、市販価格は、四千二百円であるが、これを半額以上も割引した千九百八十円で販売する旨を表示している。

(2) また、昭和四十三年一月二十日から三月二十日までの間に郵送した人形「華」のチラシ(別紙三)には、前記(1)記載の人形「千鳥」のチラシとほぼ同様の文言および写真を表示し、昭和四十三年一月二十日および同二十四日に郵送した同案内書(別紙四の一)には、「実に九人に一人の幸運者がでるすばらしい確率です」と記載し、あたかも、第一回ラッキー賞には多数の当せん者があり、第二回ラッキー賞では九人に一人が当せんするかのように表示し、また、同年二月二十四日から三月二十日までの間に郵送した同案内書(別紙四の二)には「新作『華』は、あなたもよくご存知の人形界に最高の権威をもつ日本人形創作展が昭和四十二年度の最高優秀作品にえらばれたお人形です」、「材料の一つ一つは日本人形創作展に出品された原作と寸分もちがわない最高級品ばかりです」、「材料面では、マスク、髪形、衣装のすべてに特級品を集め、市売価格五、三五〇円が決定されている」および「このご案内をお受けとりになられたあなた他一、〇〇〇名の方だけは五、三五〇円から六十三パーセントも割引したわずか一、九八〇円という異例のお値段」と記載し、当該人形は、昭和四十二年度に開催した日本人形創作展で最優秀作品にえらばれた人形で、材料はこの原作と寸分もちがわない最高級品であり、マスク、髪形、衣装のすべてに特級品を集め、市販価格は、五千三百五十円であるが六十三パーセント割引した千九百八十円で販売する旨を表示している。

(3) しかるに、この「総額百五十万円ラッキー賞付販売」の懸賞は、その当せん番号が東京高等人形が任意に選定したものであつて、公正な第三者に委託して抽せんしたものではなく、抽せん券も特別申込券に抽せん番号一番から千番までを通し番号で印刷したものを一組および一番から千番までの通し番号のうち、前記の東京高等人形が選定した当せん番号を欠番として印刷したものを四百九十二組作成し、郵送したものであつて、その当せん率は、約九人に一人ではなく、約四千人に一人の割合である。

また、「第一回ラッキー賞」に多数の当せん者があつたかのように表示しているが、実際には、「第一回ラッキー賞」と称する懸賞付販売は行なつておらず、当せん者の写真はいずれも東京高等人形に勤務している者、またはその取引関係者であり、掲載されている賞品の受領書は、すべて東京高等人形が作成した架空のものである。また、「賞品、日立キドカラー十九型デラックスを送付した」旨の文書および当せん者の喜びの言葉は、東京高等人形の作成した架空のものであり、同賞品は送付されていない。

さらに、人形「千鳥」は、昭和四十年に開催された日本人形創作展で佳作に入選した「千鳥」に似せて製作したもので、同創作展で最優秀作品にえらばれたものではなく、材料も衣装は原作と異なり人絹を使用しており原作と寸分も違わない最高級品ではなく、その市販価格も二千円程度であり、四千二百円とは認められず、したがつて、当該材料販売価格は市販価格から半額以上割引したものではない。

また人形「華」は、昭和四十年に開催された日本人形創作展で佳作に入選した「舞妓の花宴」を参考として製作したものであつて、同創作展で最優秀作品に選ばれたものではなく、材料も衣装は原作と異なり人絹を使用しており、原作と寸分も違わない最高級品ではなく、その市販価格も二千円程度であり、五千三百五十円とは認められず、したがつて、当該材料の販売価格は市販価格から六十三パーセント割引したものではない。

(4) 前記「千鳥」、「華」その他十二種の人形材料の取引について「総額百五十万円ラッキー賞付販売」の懸賞により提供する一等およ

び二等の景品類の価額は、制限額一万円をこえるものである。

二、東京高等人形は、「総額五百万円ラッキー賞」と称して昭和四十三年五月初旬から六月二十日までを懸賞期間として前記一の(2)記載の人形材料「華」一体千九百八十円の取引について、同年五月十四日から同月十七日までの間に、抽せん番号を付した特別申込券、一等から五等までの賞品(総額約五百万円)の写真を掲載したチラシおよび懸賞内容とその応募方法等を記載した案内書を一般消費者(最近一年間に東京高等人形に通信授業のための入学案内書を請求した者で、入学しなかつた者約二十万人に郵送して懸賞付販売を行なつた(以下これを「総額五百万円ラッキー賞付販売」と称する。)。

しかして、右のチラシ(別紙五)には前記一の(1)記載の人形「千鳥」の材料についてのチラシの裏面と同様に「第一回ラッキー賞当せん者の写真、当せん者の喜びの言葉、賞品受領書および一等賞品送付通知文を記載または掲載し、あたかも、「第一回ラッキー賞」には、多数の当せん者があつたかのように表示し、また、同案内書(別紙六)には「新作「華」はあなたもよくご存知の人形界に最高の権威をもつ日本人形創作展で昭和四十二年度の最優秀作品にえらばれたお人形です」、「材料面ではマスク、髪形、衣装のすべてに特級品を集め、市販の場合の価格が四、〇〇〇円と決定されております」、「このご案内をお受けとりになられたあなただけは四、〇〇〇円から五〇パーセントも割引いたわずか一、九八〇円という異例のお値段……」「材料の一つ一つは日本人形創作展に出品された原作と寸分もちがわない最高級品ばかりです」等と記載し、当該人形は、昭和四十二年度に開催された日本人形創作展で最優秀作品に選ばれ、材料は、この原作と寸分も違わない最高級品であつて、マスク、髪形、衣装のすべてに特級品を集め市販の場合は四千円と決定されており、四千円から五十パーセントも割引した価格で販売する旨を表示している。

しかるに、前記一の(3)記載のとおり「第一回ラッキー賞」と称する懸賞付販売は行なわれておらず、また、当該人形は、昭和四十年に開催された日本人形創作展で佳作に入選した「舞妓の花宴」を参考として製作したものであつて、同創作展の最優秀作品に選ばれ

たものではなく、材料も衣裳は、原作と異なり、人絹を使用しており、原作と寸分も違わない最高級品ではなく、その市販価格も二千円程度であり、四千円であるとは認められず、したがつて、当該材料の販売価格は市販価格から五十パーセント割引した価格ではない。

三、東京高等人形は、昭和四十三年一月十八日から二月二十八日までの間に、人形材料「寿」一体千九百八十円の取引について、寿優待申込券および案内書を一般消費者(東京高等人形の休学者および退学者)約五万九千六百人に郵送して九州、北海道旅行招待を内容とする懸賞付販売を行なつた(以下「九州、北海道旅行招待付販売」と称する。)。

しかして、右の申込券(別紙七)には「二百体限定寿優待申込券」「あなたがお作りになるふさわしい＝寿＝は二百体限り」と記載しており、また同案内書(別紙八)には、「わずか千九百八十円」、「寿お申込のかたを人形愛好者交歓旅行会へご招待」、「あなたを九州、北海道旅行にご招待いたします」、「お土産代一〇、〇〇〇円、記念品を贈呈」、「抽せんで二〇名の方をおえらびして、特別にご招待」等と記載し、あたかも、当該懸賞は人形材料一体千九百八十円の人形「寿」を購入すれば、二百人のうちから抽せんで二十人を九州または北海道旅行に招待するものであつて、その当選率は十人につき一人であるかのように表示し、また、同案内書(別紙九)には「本学院が研究会の準備委員会から購入した価格一点につき四、〇〇〇円の半額千九百八十円という破格のお値段」と記載し、仕入価格四千円の人形材料を千九百八十円で販売する旨を表示している。

しかるに、当該懸賞は約五万九千六百人のうちから抽せんで二十人を招待するのであるから、その当選率は、約三千人につき一人の割合であつて、十人につき一人の割合ではなく、また、当該人形材料の仕入価格は、約千円であつて、四千円ではない。さらに、当該懸賞により提供する景品類の価額は一名当り九州旅行招待費用が四万四千三百三十円(交通、宿泊費等三万四千三百三十円、土産代一万円)、北海道旅行招待費用が五万一千五百五十円(交通、宿泊費等四万一千五百五十円、土産代一万円)であつて、

いずれも制限額一万円をこえるものである。

四、よつて、東京高等人形は、(1)「総額百五十万ラッキー賞付販売」における人形材料の品質その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であり、また、その価格および懸賞に係る当せん率について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであり、(2)「総額五百万円ラッキー賞付販売」における人形材料の品質その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であり、また、その価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしており、(3)「九州、北海道招待旅行付販売」における人形材料の価格および懸賞に係る当せん率について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示しているものであつて、これらの行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、東京高等人形の行為中、人形材料の品質について、実際のものよりも著しく優良であるかのように表示している点については、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反し、その価格および懸賞に係る当せん率について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であるかのように表示している点については、同条第二号の規定に違反し、また、一万円をこえる価額の景品類を提供している点については、同法第三条に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十三年七月五日

公正取引委員会

委員長　山田精一

別紙一　省略
別紙二　省略
別紙三　省略
別紙四の一　省略
別紙四の二　省略
別紙五　省略
別紙六　省略
別紙七　省略
別紙八　省略
別紙九　省略

委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子